

泉南市1号認定利用者負担額

利用者負担額表				
各月初日の支給認定こどもの属する世帯の階層区分				1号 (3歳以上児)
国区分	市区分	記載 階層 区分	定 義	教育 標準時間
第1階層	A	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	(円) 0
第2階層	B	2	A階層を除く 市町村民税非課税世帯	特 定 世 帯
				0
第3階層	C1	3	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その 所得割課税額 の区分が次の区分に該当する世帯	特 定 世 帯
				48,600円未満
第4階層	D1	5	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その 所得割課税額 の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上77,100円以下
				77,101円以上122,700円以下
				122,701円以上211,200円以下
第5階層	E1	7	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その 所得割課税額 の区分が次の区分に該当する世帯	211,201円以上301,000円以下
				301,001円以上
	E2	8		0